

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	京都府
3. 市区町村名	宇治田原町
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://

執行機関名 宇治田原町長

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	宇治田原町予防接種費助成要綱(平成13年要綱第8号)による事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	10	
③番号法別表第2の項	18	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第7の項 宇治田原町予防接種費助成要綱(平成13年要綱第8号)による事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	予防接種法(昭和二十三年六月三十日法律第六十八号) 第1条	宇治田原町予防接種費助成要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、 <u>国民の健康の保持に寄与</u> するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、予防接種法(昭和23年法律第68号。以下「法」という。)第3条の規定に基づき実施する定期の予防接種又は町長が必要と認めたと予防接種を受けた者に対し、その予防接種費を助成することにより、 <u>住民の健康の増進に寄与</u> することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		宇治田原町予防接種費助成要綱